

CONTENTS

P2 ▶特集

P10 ▶海外博物館事情

P12 ▶ 1月2月の特別展等

P14 ▶リニューアル情報

P16 ▶トピックス

CS//

全国科学博物館協議会

〒110-8718 東京都台東区上野公園 7-20 国立科学博物館内 TEL 03-5814-9863 FAX 03-5814-9899 http://jcsm.jp/

博物館法の見直しにあたって

現在、国の文化審議会博物館部会において、博物館法見直しに関する検討が進んでいる。

2021年3月24日には博物館部会のもとに置かれた法制度の在り方に関するワーキンググループ(以下「WG」という。) において「登録制度を中心とした博物館法制度の今後の在り方について(中間報告)」がまとめられ、現行制度の課題、新しい登録(認証)制度の方向性等についての検討状況が報告された。また、7月30日には博物館部会で「博物館法制度の今後のあり方について」として審議経過報告(P.41)参照)が行われたところである。

全科協事務局でも、4月15日にWG委員の大阪市立自然史博物館佐久間大輔氏を講師に迎えてオンライン研修「博物館法見直しの動きを知る」を開催し、情報の共有と意見交換を行うなど、情報の収集に努めてきた。8月のWG(第6回、第7回)では、美術系、歴史民俗系、動物園、植物園、水族館、プラネタリウム、公開天文台等多様な館種の博物館関係団体とともに、意見聴取に参加したところである。

本号では、現時点での最新まとめである「博物館法制度の今後のあり方について」(博物館部会審議経過報告)等に基づき、多様な視点から現行制度の課題や見直しの方向性について様々な立場の方にご執筆いただいた。

私たち科学系博物館は、その活動を通じて、人々の豊かな生活に、そして地球の未来に貢献することができる機関であり、それゆえに広く市民や行政の支援をいただいて存在している。それに応えるためにも、科学系博物館の活動の一層の振興に向けた法制度の実現に向けて、全科協内で議論が活発化し、継続的に関心を持ち、必要な意見を表明することに本特集が寄与できることを願う。

国立科学博物館 科学系博物館イノベーションセンター長 濱田 浄人

博物館法をどう変えていきたいのか

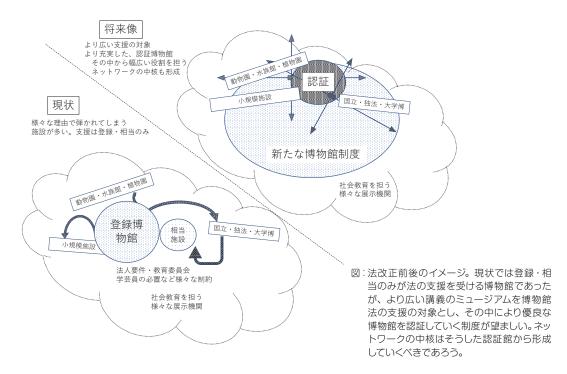
大阪市立自然史博物館 学芸課長 佐久間 大輔

博物館法をめぐる議論にワーキンググループメンバー として関わっている。この10年ばかりの間、博物館総 合調査や登録制度を考える研究会に参加していたこと、 そして対話と連携の博物館の再検討をテーマにした科研 費プロジェクトに参加していたことが理由だろう。私が こうした議論に関わった背景には、大阪市の博物館群が 指定管理者制度適用を経て地方独立行政法人に移行した こと、東日本大震災などを契機として資料保全に関わら せてもらったことなどがある。一方で、これらの経験は、 佐久間個人の遍歴と言うだけでなく、この10年あまり の間に日本の博物館が揺さぶられてきたことの一部であ る。もちろん小規模自治体の博物館での事業縮小や過疎 化、高齢化など、私が経験していない事態も数多い。し かしこうしたことを含め、私は博物館現場を代表として 参加した意味合いが強い。十分に任が果たせたかはわか らないが本稿を執筆している2021年10月時点では、 WGとしてヒアリングと一定の議論を行い、浜田弘明座 長によるとりまとめいるを親部会にあたる文化審議会博 物館部会に提出している状態だ。この後、部会として答 申を文部科学大臣に提出することになり、文化庁・文部 科学省と内閣法制局の協議による法案形成というプロセ スが待っているだろう。議員立法ではなく、行政機関が 内閣として決定して提出する法案となる関係で、具体的 な条文の検討プロセスは文化庁と内閣法制局に委ねられ る。WG委員として関与できるのは答申までとなる。

本稿で記述するのは成案前のここまでの議論経過を基本としたものだ。資料は文化庁から公開されている3。これらがすべて法改正時に実現できるという確証はない。議員立法でない行政提案の博物館法改正では、前文をつけたり、目的などに細かく文言の追加が難しいという事情もある。法律は具体の法的効果のある骨格しか示せない。実際どのような条件付与をするかはその後の予算措置や政策形成、制度構築にかかっている。まだまで記半ばである。どのような法改正をめざしたのかをここで示しておくことで、法改正の先にある「望ましい基準」や登録基準をはじめとした諸制度の向かうべき方向を議論する手がかりになると考え、ここに書き遺しておく。

1. 日本の博物館全体を考えていくための法として

現代の博物館は指定管理者制度に伴う過度の合理化、施設の老朽化と狭隘化、観光対応をはじめとする新たな課題などを抱え、基盤の再強化が必要になっている。博物館法は「博物館の振興」を目的とした法律であり、博物館の備えるべき要件を定めてきた。しかし、一方で博物館法は、その定義として法人としての要件を定め、登録博物館となったものだけを対象としてきた。つまり、登録博物館(および博物館相当施設)以外は博物館法の対象組織でなかったことになる。登録・相当施設は1300館に満たず、全体で5700館以上といわれる博物館の2割に



過ぎない。登録博物館になるためには法人制度が障害になる場合もあり、想定されていなかった地方独法や大学博物館、国立博物館もはずれている。他方、動物園・水族館や天文台などは資料扱う専門家としての学芸員ではなく、飼育員や獣医、そして天文学者などがそれぞれの専門性を持って施設を運営している。現行の法では学芸員資格を持たない、という理由で登録博物館にできず、博物館法の認める博物館となっていない。多様なミュージアムの多くが法の網の外にあるこのような現状では、博物館全体の「そこあげともりたて」は難しい。このため、今回の法改正では、博物館の要件として法人要件を外すとともに、なるべく多くの博物館を法の枠内に組み入れていくことをめざしている。

同時に、形骸でなく実体として一定の質を満たしている博物館を、認証(あるいは登録)として、より充実した活動へ向かう支援をしたい。この審査は規模の問題でなく、博物館としての活動を問うものであるべきである。こうした登録制度について議論を深めた。

2. 社会と関わっていく機関として

博物館が社会の中でどのような役割を示していくのか。2019年のICOM京都大会でも、博物館が社会の中で担う役割は重要なのだ、という各国の博物館人の強い自負を感じた。国内のユニバーサルミュージアムや多言語化をめぐる動きも活発化している。博物館を社会の中で機能させていくことをこれまで以上に意識する必要がある。

地域の中で文化財や自然、産業遺産を保全していく上で、博物館単独でできることは少ない。地域の様々な行政部局、産業界、図書館や大学など、市民団体との連携した活動が重要になる。住民の教育や福祉と博物館の関係もさらなる深化が必要だろう。観光や展覧会事業を含めた、文化産業とも無関係というわけにはいかないだろう(無論、観光中心に博物館の活動を考えることはOECD-ICOMのレポートも否定している)。しかし現行

の博物館法はあまりにも博物館の中での活動のみの言及にとどまっている。文化財保護法との連携も不十分である。多様な役割とそのための条件付与を博物館法の中に位置づける議論はワーキンググループでも初期からもたれていた。こうした観点から、社会教育法だけでなく文化芸術基本法にも言及すべきであると考えている。

3. 一つの博物館で完結することは難しい

博物館の活動はそれぞれの館で完結する姿として規定されてきた。もちろん基本機能は各博物館で持っていることが望ましいが、デジタル化、災害対応など、現代的な課題に対応するためには博物館の連携が重要になっている。法には連携などのキーワードを盛り込む程度で、実際としては望ましい基準や政策のレベルで実現していくことになるだろう。ネットワークは都道府県などの単位よりも、自治体を超えた広域、あるいは専門館種のネットワークに国としては注力するべきだろう(都道府県のネットワークは自治体行政の守備範囲ともいえるため、そちらは初期構築や支援にとどまるかもしれない)。

4. 社会全体での資料の保全のために

自治体の破綻すら視野に入る今日、企業立、個人立を含め、ミュージアムの破綻はしっかりと視野に入れる必要がある。実際、市町村合併により閉鎖された郷土資料館や施設は少なくない。こうした時に、資料をどのように保全、継承するか。そのためにも前項のようなネットワークは重要になるが、設置者あるいは国や自治体の基本的な責務をどこかで示す必要がある。また、継承の障害となっているのは既存博物館の収蔵能力不足であり、収蔵庫の拡充は喫緊の課題である。特に文化財保護法や条例の指定品を中心に保存意識の定着した人文系資料に比べ、社会通念にも行政担当者にもいまだ自然史系や系の資料の保存意識は弱い。多様な地方の自然科学系の資料は、日本全体の多様性を語るためにも、地域の時

代変化や特徴を語るためにも重要な地域資料だということを再確認し、博物館だけの努力でなく社会として保全する必要を強調しておきたい。災害時の資料保全を含め、地域の相互扶助ネットワークのためにも、収蔵庫問題の解決が必要だという議論はWGや部会、あるいは非公式の場でなされてきたが、法の中に書き込むことが適切かどうかは難しいところだ。しかし、こうした議論が政策的措置をとるための足がかりとなることを望んでいる。

繰り返しになるが、法にすべての実現したい項目を書き込むことは難しい。実現できるかどうかは、今後の政省令、「望ましい基準」、政策などにどう関与できるかにかかっている。文化審議会博物館部会の関係者の努力に期待をしたいし、博物館界としても政策形成の議論が重要なのではないかと考えている。今年のノーベル物理学賞の真鍋淑郎氏は日本では「科学者と政策決定者のコミュニケーション」に課題があることを指摘していたが、博物館学においても同様である。議論を育て、それを伝える努力が必要だ。厭世的に博物館をめぐる政策的動きに背を向けるのではなく、我々も政策コミュニケーションの工夫と努力をしていく必要がある。

この法改正が全体としてどのようになるかはわからないが、この議論は博物館制度のなにがしかは変えていくだろう。もちろん変えられないこともたくさんあるだろ

うが、それでもこの議論は、何年後かの次の博物館法改正のための足がかりになるに違いない。我々もそうしてきた。

2021年春に公開された某アニメ映画の冒頭に「後を頼む」の落書きが登場する。「ステージ4からのRedoで行けそうです、前任者のおかげですよ」と感謝し、突入部隊は作戦を成功させていく。あきらめず挑み続けてほしい。

- 1) https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/pdf/93293401_01.pdf
- https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/ hakubutsukan/hakubutsukan03/02/pdf/93408801_03. pdf
- 3) https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/hoseido_working/index.html

科学館と博物館法の関連 (名古屋市科学館の例)

名古屋市科学館 学芸課長 鈴木 雅夫

はじめに

本稿では名古屋市科学館の博物館法上の変遷と運営上の博物館法との関わりについて述べる。当館は名古屋市直営の公立館であり、多分野に渡る総合科学館を自負しているが、日本の科学館は多種・多様で100館以上ある中の1事例の紹介である。今後の博物館法の見直し、改正に役立てば幸いである。

博物館法上の位置付け、相当施設から登録博物館に

当館は博物館法制定から約10年後の1962年に開館し、5年後の1967年に博物館相当施設の指定を受けている。その指定から22年たって1989年に登録博物館となっており、指定前、相当施設、登録博物館と変遷してきた。設立当初、市の所管は「市民局」であり、当時の施設紹介では「文化施設」「科学知識の普及施設」の記載が多かった。それが「教育委員会」所管になり、さらに「登録博物館」施設となるために組織改編し学芸課を設けて学芸員が配置され現在に至っている。

科学館の博物館登録と学芸員

博物館相当施設の時代、主として展示や教育普及事業を担当する職員も主事職や技師職であり、異動により科学館から離れる可能性があった。一般的には組織の活性化に必要な異動であるが、継続性を重視すれば

専門職が適する場合もある。博物館登録には学芸員が 必置であり、特に当時は「公立博物館の設置及び運営 の望ましい基準」に学芸員の人数規定があったため、 職員を文部省(当時)の研修に参加させ学芸員資格取 得者を徐々に増やした。そして7名の学芸員で登録博物 館を始め「学芸員」での採用を進め、現在は役職者も 含めて15名の学芸員体制となっている。当館は博物館 法の「登録」を行うことで、専門職員の学芸員を増や すことになった。継続的な事業と積み上げた経験を展 示更新やプラネタリウムの番組制作に反映することが できている。一方、理系の学芸員は分野による資格取 得者数に偏りがあることが課題と考えている。「物理」 「化学」「工学」などの分野は当館の学芸員募集応募者 が少なく、合格者が出ない場合もあり、採用時に苦慮 している。博物館法の課題の中で学芸員制度に関して 「資格取得者の数に対して、実際に学芸員として採用さ れている者の人数が極端に少ない」ことがあがってい るが、理系分野で学芸員の取得自体が難しいことの方 が課題と感じている。

科学館事業と博物館法

年に1回開催していた「特別展」は、博物館登録を機に平均で年2回程度、10年前に専用会場を設けてからは、年3回以上開催することになった。当館には収蔵庫がなく収蔵品が限定的で、貴重な展示品を借用しなければ魅力的な展覧会を開催することができない。借用時の企画説明、

交渉、立ち合いなど「学芸員」であることが役立っている。 展覧会や更新可能展示コーナーでは、先端科学、先端 研究、話題の科学を扱うことがあり、常設展示、科学教 室、観察会・観望会、プラネタリウム投影、クラブ活動 などでは科学の原理原則や基礎的な知識や考え方も必要 となる。こうした科学館事業全般に専門的見地に立って 正確・的確な情報を採択し、科学的・学芸員的なセンス で表現し、わかりやすく伝える能力が科学館職員に求め られている。

特別展も科学館事業も「学芸員」制度が役立っているが、必須とまでは言えないのは、現行の博物館法が物の収集・保管が博物館活動の「中心的役割」となってしまっていることではないかと考える。登録されていない多くの科学館施設で、魅力的な展覧会や科学普及事業を展開している現状があり、改正ではこうした現状に即した制度見直しをして科学館施設の登録(認証)が進むことを期待したい。

市民連携・市民科学活動の拠点科学館と博物館法

開館当時から使用していた建物を取り壊し改築、2011年にリニューアルしたが、その改築整備の基本方針の中に「連携する科学館」を掲げた。それまでも実施していた市民、産業界、大学・学会や国内外の科学系博物館等との連携をより深めた事業を展開することとなった。特に開館日に活動する展示室ボランティアの導入により、市民連携の科学普及活動を充実させた。

ボランティアは、その人が持っている知識・能力を活かして科学・教育・普及活動にあたっていただくのであるが、参加するボランティア自身の知識・経験の向上と科学館活動を理解した上で活動していただくため、3つあるボランティア組織も全て、登録前も登録後も継続的に研修を実施している。

企業や研究施設との連携事業も開催回数が増えているが、貸会場としての協約はしていない。必ず科学館側の担当者を決め、科学的に教育普及の意義を確認した上で共同開催の形式をとって連携事業を行っている。こうした事業展開にも専門職の学芸員の存在は有用と考えている。

博物館法の改正に望むこと

ここまで述べた様に当館は30年以上、登録博物館として学芸課を中心に事業を実施してきたが、博物館基本的機能のなかでは「展示・教育」が中心的な活動であった。ただ、現在は「教える:教育」だけではなく「ともに学び活動する」理解者が多くいることによって、多様な事業を実施し、その結果、多数の来館者にも来ていただけていると考えている。博物館法の改正では、学芸員の他にも教育や科学コミュニケーション、コンテンツ製作などの専門職も博物館が活躍の場となることや、理系の人材が科学館(博物館)の専門職として活動できる様なること、また、法の改正によって組織や施設の管理者の博物館活動の一層の理解につながることを期待したい。

こうなったらいいなぁ、私の博物館

高槻市立自然博物館(あくあぴあ芥川) 主任学芸員 高田 みちよ

2019年から始まった博物館法改正の議論の中、2020 年11月の文化審議会第2期博物館部会(第4回)で、 小規模ミュージアムネットワーク(小さいとこネット) の活動や(高田, 2016)、小さいとこの現状について紹 介する機会を得た。この時、初めて今回の博物館法改 正についての議論の内容を詳しく知ることができた。 その後、シンポジウムに参加したり、オンラインの意 見交換会を主催したりと、議論に一丁噛み(いっちょ かみとは、関西弁でちょっと口を挟むの意味)をして きた。小さいとこネットにも、現状の課題や意見募集 を目的としたアンケートを実施し、今後の博物館はど うなったらいいのか、などの意見交換を行った。アン ケートでは、まず、博物館法、自館の問題点については、 予算、人手以外に、学芸員が研究職と認められていない、 行政・市民に理解されていない、学芸員補の定義がわ からない、館長の資質を規定してほしい、市民協働を 保証してほしい、などがあり、研究職でありたい、市 民と資料の架け橋でありたい、という両立が難しい意 見が出された。学芸員は研究職でありながら、資料保 存もし、市民協働事業もし、と欧米では別の職業であ る事象を、日本ではすべて学芸員が行っている現状か らの意見であると思われる。研究したいけど、市民サー ビスしたいけど、資料保存をしたいけど、他の何かを 求められて時間が取れない。やりたくてもやれないこ とは、館それぞれに違う。学芸員が雑芸員と揶揄され

るように、やらなければならない業務の全てを手を抜く部分を作らずにちゃんとやるというのは無理な話だ。 博物館といってもそれぞれに内容が違いすぎることも、 法改正を難しくしている。

小さいとこネットの事情を網羅した議論はできないので、ここでは高槻市立自然博物館(あくあぴあ芥川)(以下、あくあぴあ)の一学芸員としての見解を述べることにする。あくあぴあは淀川の一次支川である芥川の魚の生体展示をテーマに1994年にオープンし、2009年から現在の指定管理者である「あくあぴあ芥川共同活動体」が運営している(高田,2018)。2014年に博物館相当施設に指定された。2021年現在、学芸職は4人だが、週5日勤務は2人で、週1勤務の臨時雇用職員を含め続いて現場を運営している。広い残存官間にあり、周囲を住宅に囲まれていることもあり、年間約10万人の来館者が訪れる。この館で働く一学芸員とて、今までの議論とはいったん離れて、「どうなったら居心地よくなるのか」という常日頃の考えを、博物館会の審議経過報告の5つの方向性にあてはめてみた。

①「まもり、うけつぐ」 資料の保護と文化の保存・継承

あくあぴあはもともと博物館として建設されていないので、ちゃんとした収蔵庫がない。倉庫を改良して利用しているため温湿度管理が不十分で、館収の標本がカビ

や虫に冒されることもある。コレクションマネージャーを専任職員として配属できるようになれば、日常のメンテナンスがより改善できるのではないかと思う。

また、2020年7月豪雨により水損した熊本県の人吉城歴史館の植物標本の受け入れを打診されたとき、被災資料を保管しておく場所がなく、受入数を絞らざるを得なかった。標本レスキューに関わる時、いつも「ハイパーレスキュー部隊がほしい」と思う。消防などは全員が出ずっぱりで働いているわけではなく、有事のための本全国どこにでも派遣できる有事対応の標本レスキュー部隊を作っておいて、平時はどこかの博物館の未整理標本の作製作業に派遣されて資料保存の手伝いをしつつ訓練を積み、有時には集合して対応に当たる、という部隊がほしい。標本を触ったことのない素人では対応できないので、平時の訓練として標本の作製や登録を研修として手伝えば一石二鳥ではないだろうか。

②「わかちあう」文化の共有

自然系博物館の扱う生き物は人の日常のいたるところにあるので、「この虫って触って大丈夫?」「この鳥何?」など、来館者だけでなくメールや電話での問い合わせもあり、地域の相談窓口になっている。一方、「博物館は敷居が高い」「お勉強する高尚な場所」で、子どもを連れて遊びに行くところと思われていない人も多い。気軽に遊びに来たり、質問したりは小規模館のほうがしやすいので、あくあぴあでは「部活」というサークルを作ったり、申込不要の行事を行ったりと敷居を低くする努力はしているが、そもそも興味のない人にどうやって情報を届けるかが難しい。

③「はぐくむ」未来世代への引継ぎ

高槻市は人口35万人、小学校41校の中核都市で、学校連携をしたくてもあくあぴあだけで全校を対象とすることはできない。現在は直接先生に呼びかけをして連携事業をしているが、個人ベースでの関係であって組織的な関係が構築できていない。指導要領では博物館連携が謳われているが、博物館法と学校教育法の関連付けなど、制度としての連携強化がほしい。

学芸員養成についてでは、筆者も大学の非常勤講師として学芸員課程の授業を受け持っているが、内容は「私任せ」である。国家資格であるのに最低到達しておかなければならない知識レベルというものが規定されていない。医師免許のように最終的には国家試験を受けるとか、授業内容のガイドラインを作るとか、一定レベルをクリアするような制度が必要ではないだろうか。博物館実習についてはガイドラインができたが、各科目に対しても必要と思われる。特に2012年の博物館法施行規則の改正でできた新しい科目については、自分が履修していない科目を教えるのだから、教師側のレベルをある程度は合わせる必要がある。

④「むきあう」社会や地域の課題への対応

自然系博物館は外来種問題を含め環境問題の解決に 欠かせない調査研究・普及機関となっている。あくあ ぴあでは特定外来生物のミズヒマワリ、オオバナミズ キンバイ、ナガエツルノゲイトウの駆除活動に直接かかわっている。また、生物多様性やSDGsの普及講座の開催や、自治体の環境審議会、環境影響評価審議会などにも委員として出席し、相談も受けている。環境の問題は生活に直接的にかかわる課題であるが、教育委員会事業ではないため業務として認められない場合もある。博物館法と環境関係との法令との関連があると動きやすい。

⑤「いとなむ」持続可能な経営

学芸職であっても有期雇用での採用や低賃金によって、若い学芸員が数年で入れ替わってしまう。小規模館では、一人辞めないと新しい人が雇えないので知識も技術も継承されないし、人材育成などできるわけもない。

どこの博物館も老朽化に頭を抱えている。あくあぴあでも雨漏りやひび割れ、機器のメンテナンス、エアコンの入替えまでも学芸員が業者と交渉している。学芸員は躯体に対しては素人であり、業者の言いなりに修繕したら失敗したという声も聞こえてくる。館と施工業者の間に立って相談できる組織がほしい。

あくあぴあは都市公園の中にある。広場、駐車場、 テニスコートの運営者がすべて異なるが、来館者にとっては公園全体の管理施設に見えるため、管轄外の苦情 や相談が多い。公園行政の所管だったり、公園の中に 位置する館も多いので、都市公園法との関係改善も必 要ではないだろうか。

これだけのことを担う博物館は、学校や公園などと同様に、重要な社会インフラととらえ、都市計画法などとも関連付けるべきではないだろうか。国からの一般財源には博物館への予算は十分に積算されていると聞いているが、届いていないのが現状である。現在の博物館の一番の苦境は低賃金、人手不足であるのだから、「ちゃんと人を雇える」「安心して働ける」ことが最も重要ではないだろうか。

引用文献)

高田みちよ (2016)、小さかったら集まろう-小規模 ミュージアムネットワーク (小さいとこネット) につい て、博物館研究 Vol51, No.7 (No.577)、公益財団法人 日本博物館協会、pp.11-14.

高田みちよ(2018)、高槻のしぜんがわかるみんなの博物館を目指して あくあぴあ芥川―複数NPOによる共同運営の取り組み、挑戦する博物館、ジダイ社、pp.104-119.

文化庁博物館部会(2021年7月30日), 博物館法制度の今後の在り方について(審議経過報告)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/pdf/93293401_01.pdf (2021年11月閲覧)

博物館法の改正を考える

公益財団法人玄武洞ミュージアム 館長 田中 榮一

当館の歩みは、株式会社で玄武洞資料館を開設した ことに始まります。次に玄武洞とやなぎの博物館にな り、奇石博物館として博物館相当施設へ、そして財団 法人を設立して登録博物館になりました(現在は公益 財団法人)。今では学校が修学旅行や自然学校で訪れま す。ここに至る道のりは厳しく、いつも大きな壁が立 ちはだかりました。ここまで歩んで来られたのは博物 館法があったからであり、アメリカ・ヨーロッパの博 物館を視察し大きな期待を込めて進めたからです。

博物館は研究施設になれと示されました。 適切な第三者組織は必要です。

博物館登録の申請で、審査に来られた県の博物館の 職員から、博物館として認めて欲しければ展示を3分 の1以下にして研究施設に変わること、地場産業の杞 柳細工は廃止することを求められました。審査員の変 更を求めた結果、神戸大学教授と自然史博物館学芸員 の審査で認められ、杞柳細工は日本で唯一のものだか ら大事にするようにと励ましの言葉をいただきました。 検討会で審査の「第三者組織」を検討すべきとされて います。是非実現してください。

展示資料は広く深くよく理解できるようにするべきです。

審査では「展示資料は多くなくてよい、代表するも のでよい。石や鉱物は学名と産地だけ表示すればよい」 と指導されましたが、岩石・鉱物は同じ名前で姿・形・ 色も多種多様です。玄武洞は玄武岩という岩石名を生 み、南を向く磁石の発見で松山逆磁極期と命名され、 プレートテクトニクスという新しい地球科学誕生に大

きく貢献した場所であるから、地球の素晴らしさを知っ てほしいと集めた資料は全国屈指の博物館として評価 されるようになりました。博物館は審査基準を満たす だけでは成功しません。学芸員の専門性も高めてくだ さい。個性溢れる楽しい博物館になるための道を示す ようにしてください。

日本で大事なことは学校の教育に欠かせない 博物館になることです。

アメリカでは入館者の4分の1以上は年間カリキュ ラムに従って学校からやってくる生徒です。イギリス ではサッチャー元首相が学校教育にとって博物館の利 用・活用が大切であると提言し、新しい全国カリキュ ラムが設定され、利用が著しく高まりました。フラン スでは科学産業都市のラ・ビレットに周辺各国からも 多くの学生が訪れるなど、学校教育における博物館の 利用は盛んです。日本でも学習指導要領で博物館と連 携・協力を図りながら積極的に活用するよう配慮する ことと示されています。博物館でも提言されています が大きな動きにはなっていません。社会教育施設にこ だわらず教育施設として前進することです。教育との つながりが強くなれば、教育も変わり博物館も変わり ます。

新しくなった公益法人制度を活用すべきです。

私立博物館の経営にとって財団法人に関わる問題は 大きな課題です。当博物館では設立時に1億円以上の 基金、1千万円以上の収入の確保を求められましたが、 平成20年に新しい公益法人制度が生まれ、基金による



鉱物・化石の4000点以上のコレクションを展示

運営ではなく活動が主体となり公益活動重視に大きく変わりました。設置者の在り方について議論が進められていますが、公益財団法人としての方向に流れつつあります。目的や歴史に違いがあっても、博物館として活動していくなら新しい時代の公益法人になるのが望ましいと思います。

地域の振興・産業の育成にも努力していきましょう。

観光・まちづくりと博物館の関わりが議論されるようになりました。当館は観光名所に隣接した立地から多くの観光客に支えられています。地域を作り上げてきた「豊岡杞柳細工」の産業振興にも取り組んでいます。伝統的工芸品としての指定、振興計画の策定と実施、歴史・技術技法の調査記録から後継者育成教室の開催、新商品の開発や需要開拓などを進めるとともに「学生等に対する伝統的工芸品教育事業」に助力し、毎年10

校以上500人程度に教えています。地方ほど地域の産業に力を入れようという、博物館の目指す方向へ努力していきましょう。

23条の公立博物館無料は廃止し自立の道を目指しましょう。

アメリカでは市場原理が働き公立博物館は少なくなり非営利の私企業に変わりつつあります。日本でも、地域づくり・地域振興を目指して設立された博物館が自立できず負担となっている現実をどうすればいいのか、真剣に取り組むべきです。無料から有料に、ミュージアムショップや食堂も経営して、自立して運営ができるように改革すべきです。税制の優遇や融資の拡充、補助金制度も充実させてください。当館はショップ・食堂を経営しています。経営感覚を磨いて前進できる制度に変えていただきたいと考えています。

取材を通して浮き彫りになっていた 「登録博物館」の妙

アム・プロモーション 「ミュゼ」編集長 山下 治子

そもそもが、「利用者」の立場からミュージアムをもっと楽しい場にしてほしいという願いから、まずはミュージアムショップやミュージアムグッズの視点でと、小さな雑誌「ミュゼーを始めたのが1994年だった。

私自身、大学でとりあえず学芸員養成課程講座を受講した。だが、その教授たちが語っていた希望に満ちた学芸員や博物館への理想論とは裏腹に、卒業して何年後かに一ライターとして博物館や学芸員を取材で訪れてみると、そこにはタイムカプセルのように閉じた、無力感に満ちた空気が蔓延していた。

「え! 博物館に勤めると、あなたも考古遺物の展示物のようになってしまうの?」

小誌創刊の経緯には、そんなやるせなさや義憤のよ

うなものがあったのも事実である。



さて、小誌「ミュゼ」の取材では私自身が博物館法の観点からきちんとした記事を書くことはなかったが、ここではいくつかのエピソードを紹介しながら博物館法の課題について振り返ってみたい。

<エピソード1>表札に「○○博物館」とすれば、 それで博物館となる

90年代の半ばごろだった。博物館学を教える大学教授と雑談していたら、「なんせ、今の博物館法では、自宅の表札に「○○博物館」と書けば、それで「博物館」となっちゃうんだからね。博物館という言葉の規制はできないものかねえ」と冗談混じりではあるが、真剣に愚痴っていた。「博物館」という言葉がお店や書籍に使われることもあると思い、受け流したが、そういうこともあるものかと忘れられなかった。

<エピソード2>苦労して登録博物館にしたけど、 な~んもいいことないよ

20年くらい前だろうか、ある中小企業の石材会社が石の博物館を作ったというので取材した。展示室はきれいに整えられ、珍しい鉱物などが展示されていた。社長兼館長は、語った。

「石材屋というと、『墓石はなんぼだ?』とばかり聞かれるのがいやでいやで、もっと石の素晴らしさ、美しさを知ってもらいたいと思って博物館にしたんです。名刺を出すよね、「館長」ってあると受けがいいの。だけど、登録博物館にするのに書類とかものすごく苦労したんですが、な~んもいいことないですね。あなた、知ってますか」。

オフィスの入り口には「○○館は、登録博物館です」

カリスマ種 (人気動物) に依存しない水族館

Aquarium with Non-Charismatic Species

アクアマリンふくしまでは、サンマやメヒカリ(マルアオ メエソ)など、普通種(ノンカリスマ種)の展示開発に努 めています。

At Aquamarine Fukushima, we make efforts to exhibit also common species of fish that are usually not very popular, such as pacific sauries and mehikari (round greeneyes).



とプレートが飾ってあり、社長はそれを指差し、苦笑 した。私に返す言葉はなかった。

久々に、同館のホームページを見てみた。「登録博物館」とは、どこにも明記されておらず、パンフレットの表紙には「石のテーマパーク ストーンミュージアム」とキャッチコピーがあった。地元の観光名所の一つになっている。代も変わったのか、苦労して得た「登録博物館」は忘れ去られたようだ。

<エピソード3>県の教育委員会が作っても 運営が財団なら、登録博物館にはなれない

こちらも20年ちょっと前の話である。福島県のいわき市に水族館「アクアマリンふくしま」があるが、オープン前、この準備室にいた担当県職員がほやいた。

「いろんな法律や法令を研究したんですがね。福島の水族館は、県の教育委員会が作る水族館で教育に重きを置いて、イルカショーなどはしない博物館です。ところが、時代にあわせた柔軟な運営するには県直営では難しいので財団運営を考えているのですが、そうなると博物館法では登録博物館になれないんです。県教委が作って、教育普及に力を入れたいとしているのに…」

これまでにない教育普及に点を置いた水族館。水族館は博物館法では「博物館」の範疇である。しかし、財団が運営するとなると「登録博物館」にはなれない。アクアマリンふくしまは、県の財団で運営して20年が経つ。「命の教育課」を据え、地域と連携し、さまざまな教育活動を展開している。

<エピソード4>長らく行政にいて、いつのまにか 行動が法律に規定されていたと気づいた

某市の博物館で学芸員として入り、今は館長を務める某氏が語る。

「私は、たまたま文化財保護の関係でこの市に勤務するようになり、発掘調査を何年かして、その後、博物館にやってきました。なんですねえ、行政に長らくいると、博物館法に記されているオーソドックスな博物館のイメージが強くなっちゃって。地域の歴史研究やその成果である企画展をするのが仕事だと。地域の子どもたちや地域のために何をするかなんて私たちの仕事じゃないと思っていました」

その後、ほかの博物館や美術館のネットワークの学芸員やボランティアと交流することにより、博物館が地域の幼稚園や保育園へアウトリーチ活動を展開するようになる。

行政は、いわば法律とにらめっこする職業でもある。 しかし、社会の変化のなかで法律の方が本来の姿に寄 り添う方法も考えなければならないのだろう。同館で は、あらたに教育専門の職員を採用し、幼稚園などに アウトリーチ活動を始めている。

戦後まもなくの1951年に制定された博物館法。70年の間に20回以上におよぶ改正があったというが、「登録博物館」についてはエピソードで記したように20年前以上から既に課題が指摘されていた。にもかかわらず改正にたどりつけなかった。いまや、世の中にはさまざまな設置者、さまざまな目的の「ミュージアム」が存在する。おそらく利用者たちは、それぞれのミュー

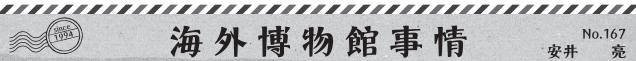


アクアマリンふくしま

ジアムリテラシーをもってミュージアムの品定めをしているのだろう。ミュージアム、つまり「博物館」は、自らを高め、次世代に伝える活動を展開していく道を進まなければならない。法律は、その定義や下支えをする良心の根拠となるのだろう。

ちなみに、大学生など若い世代に聞いてほしい。「あなたは、『博物館行き』という言葉を聞いたことがありますか」と。ここ数年の私の経験では、みなが首を横に振っている。言葉は生ものだというが、法律も社会の変化にあわせて、かつての衣を脱ぎ捨てる真摯な勇気がいるのではないか。





海外博物館事情

No.167 亮

■ 新型コロナウィルス感染拡大と戦う博物館

英生命科学館、新型コロナウィルス集団接種を実施 (2021年1月)

2021年1月11日に、英国はタイン・アンド・ウィア 州のニューカッスル・アポン・タイン市(都市圏人口: 約45万人)の中心部にある生命科学館で、12歳以上の青 少年と大人を対象に新型コロナウィルスのワクチン接種 センターが開設された。ワクチン接種の実施主体は、国 民保健サービス (NHS)。ワクチン接種は博物館の開館 時間内(365日開館)に受けられる。生命科学館での今回 の集団予防接種の実施は、2000年に設立された同館に とって初めての試みだ。

人クローン胚の製造に成功したニューカッスル大学と 協力関係にある生命科学館の常設展示は、「脳のしくみ ゾーン」(Brain Zone)、「宇宙ゾーン」(Space Zone)、「ガ イア(地球)」によって構成されており、さらに7歳以上 を対象にDNA抽出等の実験が体験できる「実験ゾーン」 (Experiment Zone) と、ロボット等が自作できる「もの づくりゾーン」(Creativity Zone)が設けられている。 また観光客に人気が高いプラネタリウム(60席)と、7歳 未満の幼児を対象とした「遊びゾーン」(Play Zone)も 設けられている。

Life Science Centre, Newcastle upon Tyne, Tyne and Wear County.

https://www.life.org.uk/about/life-science-centre https://www.life.org.uk/news/large-vaccination-centre 英ヘインズ国際自動車博物館、新型コロナウィルス集団 接種を実施(2021年5月)

2021年5月1日に、英国はサマーセット州(人口:約 96万人) のスパークフォード村にあるヘインズ国際自動 車博物館で、12歳以上の青少年と大人を対象に新型コ ロナウィルスのワクチン接種センターが開設された。ワ クチン接種の実施主体は、国民保健サービス(NHS)。 ワクチン接種は博物館の平日の開館時間内に受けられ る。また9月5日からは青少年は予約なしで接種が受け られる。さらに2021年9月25日から、2回目のワクチン から6ヶ月以上経過した50歳以上の大人、および新型コ ロナウィルス感染のリスクが高い16歳から65歳までの 人々を対象に、3回目のワクチン接種が提供されている。 今回の集団予防接種の実施は、1985年に設立された同 館にとって初めての試みだ。

ヘインズ国際自動車博物館は、英国において、名車 345台の乗用車とオートバイを所蔵する自動車博物館と して知られており、コレクションの中にはホンダのオー トバイ「ドリームCB72」、マツダの乗用車「ロードス ター」やトヨタの乗用車「MR2」が含まれている。

The Haynes International Motor Museum, Sparkford, Somerset County.

https://www.haynesmotormuseum.com/

https://www.haynesmotormuseum.com/news/nhsvaccination-centre

https://www.somersetccg.nhs.uk/health/local-services/ health-services-during-coronavirus/covid-19vaccinations-in-somerset/

https://www.haynesmotormuseum.com/collection/car-list 米エバーグリーン航空宇宙博物館、新型コロナウィルス 集団接種を実施(2021年2月)

2021年2月25日に、米国はオレゴン州のマクミンヴィ ル市(都市圏人口:約35,000人)にある米エバーグリー ン航空宇宙博物館で、新型コロナウィルスのワクチン接 種センターが開設された。ワクチン接種の実施主体は、 地域を管轄するテュアラティン渓谷消防局。予約制の接 種は毎週木曜日に実施されている。今回の集団予防接種 の実施は、1991年に設立された同館にとって初めての 試みだ。

同館には、100機の航空機の実機が所蔵されており、そ の多くが軍用機だ。代表的なものは航空機格納庫の広い 空間の中で展示され、中でも目玉展示であり、かつ最大 の展示品は、機体全体がカバノキで作られているヒュー ズ・エアクラフト社開発の飛行艇「スプルース・グース」 (全幅97.51m 全長66.65m全高24.18m 胴体高9.27m)だ。 Evergreen Aviation & Space Museum, McMinnville, Oregon.

https://www.evergreenmuseum.org/

https://www.kptv.com/news/appointment-only-covid-19-vaccination-site-opens-at-evergreen-aviation-spacemuseum/article_099dbfc2-7849-11eb-8add-2bfe4baf190d. html

https://www.evergreenmuseum.org/the-spruce-goose ※スプルース・グースについては、藤田勝啓著『ハワード・ ヒューズ ヒコーキ物語』(イカロス出版. 2005年刊) に 詳しい。

米ブルックリン子ども博物館、新型コロナウィルス集団 接種を実施(2021年5月)

2021年5月20日に、米国はニューヨーク州のニューヨーク市(都市圏人口:約882万人)にあるブルックリン子ども博物館で、12歳以上の青少年と大人を対象に、新型コロナウィルスの集団予防接種が実施された(2021年7月31日まで)。さらに2021年11月5日に、5歳から11歳までの児童を対象とした新型コロナウィルスの集団予防接種が始まった。ブルックリン子ども博物館での今回の集団予防接種の実施は、1899年創立の同館にとって初めての試みだ。

Brooklyn Children's Museum, New York, New York. https://www.brooklynkids.org/

https://nypost.com/2021/05/20/de-blasio-announces-new-vax-sites-at-bronx-zoo-brooklyn-childrens-museum/https://www.brooklyncb8.org/news-listing/brooklyn-childrens-museum-vaccination-site/

https://www.the74million.org/article/covid-19-vaccines-roll-out-for-young-children-in-nyc-early-bird-families-all-smiles/

2021年6月29日に、米国はマサチューセッツ州のボストン(都市圏人口:約430万人)にあるボストン子ども博物館で、12歳以上の青少年と大人を対象に、新型コロナウィルスの集団予防接種が実施された。実施主体は、マサチューセッツ州内でPCR検査とワクチン接種を行っている医療技術会社「CICヘルス」(本社:マサチューセッツ州ケンブリッジ)。二回目のワクチン接種は、7月20日に実施された。ボストン子ども博物館での今回の集団予防接種の実施は、1913年創立の同館にとって初めての試みだ。

Boston Children's Museum, Boston, Massachusetts.

https://bostonchildrensmuseum.org/

https://www.facebook.com/BostonChildrensMuseum/posts/have-you-been-vaccinated-yet-come-get-vaccinated-at-boston-childrens-museum-the-/10159143650469070/

■ 展示施設の閉鎖

英マンチェスター科学産業博物館、航空宇宙展示館の閉 鎖を決定(2021年7月)

2021年7月14日に明らかになったことによると、英国はイングランド中部の主要都市マンチェスター(都市圏人口:約282万人)にあるマンチェスター科学産業博物館(国立科学博物館機構 Science Museum Group)の航空宇宙展示館が閉鎖されることになり、建物は所有者

のマンチェスター市に戻ることになった。建物は、もともと1876年にマンチェスター市の公設市場として建造された歴史的建造物であり、1983年にマンチェスター市立科学産業博物館(※2012年1月に国立科学博物館機構の傘下に入る)として開館した。閉鎖の直接の理由は、老朽化した施設の修繕に費用がかさみ、所有者のマンチェスター市とのリース契約をさらに延長することは経済的ではないと判断したようだった。

同展示館では、航空機の歴史、とりわけ航空関連産業地域として発展したマンチェスターでの航空機製造の歴史の紹介に力を入れていた。航空機の実機として、アブロ社開発の長距離洋上哨戒機「アブロ・シャクルトン」をはじめ、スーパーマリン社開発の単発レシプロ単座戦闘機「スーパーマリン・スピットファイアー」等が目玉展示となっていた。展示品の大部分は他館から長期貸与のかたちで借りていたので、それらは展示館の閉鎖にともなって返却され、今後はそれぞれの館で公開されることになっている。なお、展示品の中には旧日本海軍が太平洋戦争中に開発した特殊滑空機「MXY-7櫻花」の実機が含まれており、無傷状態の同機は現所有者の英空軍博物館に返却された。

Air and Space Hall.

Science and Industry Museum, Manchester.

https://www.scienceandindustrymuseum.org.uk/about-us/we-are-changing/air-and-space-hall

https://www.bbc.com/news/uk-england-manchester-57822997 https://www.manchestereveningnews.co.uk/whats-on/arts-culture-news/manchester-air-space-science-museum-21044970

■ 短信

米アマゾン社の創業者ジェフ・ベゾス氏(現CEO)、スミソニアン博物館機構に総額2億ドルを寄付。7000万ドルはスミソニアン国立航空宇宙博物館で進行中のリニューアルに回され、残る1億3000万ドルは同館に新設される学習支援センター「Bezos Learning Center」の整備に使われる計画だ。

https://www.si.edu/newsdesk/releases/smithsonian-receive-historic-200-million-donation-jeff-bezos

https://www.nbcnews.com/business/business-news/amazon-chair-jeff-bezos-donating-200-million-smithsonian-rcna1421

List of special exhibition!

1月2月の特別展等

開催館	展 覧 会 名	開催期間
岩手県立博物館	教科書と違う岩手の歴史-岩手の弥生~古墳時代-	2021年11月23日~2月6日
盛岡市子ども科学館	特別展「サウンドパーク」	2021年12月18日~1月16日
牛の博物館	郷土の企画展 胆江の近代画家たち	2月5日~3月21日
ふくしま森の科学体験センター	養老館長特別企画展	2月26日~4月5日
郡山市ふれあい科学館	スペースパーク企画展「未来の遊園地 デジタルパークへようこそ!」	2021年12月4日~1月10日
		2021年12月4日~1月30日
		1月29日~2月13日
	ホワイエ企画展「太陽のすがた」	2月5日~3月27日
ミュージアムパーク 茨城県自然博物館	第83回企画展「ミュージアムパーク・コレクション-コレなに? コレみて!自然の宝、大公開!-」	2月26日~6月12日
栃木県立博物館	テーマ展「クビアカツヤカミキリ〜話題の害虫まるわかり〜」	2021年7月17日~1月23日
	テーマ展「昔のこと知ってっけ?~道具を知れば暮らしが見える~」	2021年12月11日~3月27日
	テーマ展「生誕 140 年 野口雨情~童心の詩人と終焉の地・ 宇都宮~」	1月15日~2月13日
	テーマ展「鎌倉殿源頼朝の義兄弟 足利氏の軌跡」	1月15日~2月13日
	テーマ展「巡回展 栃木の遺跡〜最近の発掘調査から〜」	2月26日~3月27日
群馬県立自然史博物館	特別展「ぐんまの自然の「いま」を伝える」	1月22日~2月13日
川口市立科学館	特別展「ぴかり 光であそぼう!光で学ぼう!」	2021年12月11日~2月13日
埼玉県立自然の博物館	自然の博物館100年の軌跡 - 標本陳列所から自然史の足跡をたどる -	2021年10月30日~2月27日
千葉県立中央博物館	大利根分館 収蔵品展「古い道具と昔のくらし」 (※2021年10月1日~3月4日は予約者のみ)	2021年9月14日~3月4日
	春の展示 苔松・苔梅 - 春を寿ぐうめのきごけ	1月8日~5月8日
	分館 海の博物館 令和3年度マリンサイエンスギャラリー 「千葉県 エビ・カニ大集合!」	2月26日~5月8日
千葉県立現代産業科学館	エントランス正月飾り「萬祝式大漁旗」	1月5日~1月23日
	ドームギャラリーミニ展示『鉄道を支える人々』	2月11日~3月13日
科学技術館	ビーカーくんがゆく!展	1月8日~1月16日
	光の世界 ~体験してわかる!光の不思議~	1月24日~1月30日
国立科学博物館	企画展「日本の海洋調査への挑戦とあゆみ – JAMSTEC 創立 50 周 年記念-」	2021年6月29日~3月21日
	特別展「大英博物館ミイラ展 古代エジプト6つの物語」	2021年10月14日~1月12日
	企画展「発見!日本の生物多様性 ~標本から読み解く、 未来への光~」	2021年12月14日~2月27日
	特別展「宝石 地球がうみだすキセキ」	2月19日~6月19日
たばこと塩の博物館	丸山コレクション 西アジア遊牧民の染織 塩袋と伝統のギャッベ展	2月26日~5月15日
郵政博物館	企画展「年賀状展-運気をトラえる!-」	2021年12月4日~1月16日
	企画展「モダン・トウキョウの街と空」〜絵葉書で旅する東京。 ロストからネオの時代へ〜	1月22日~3月21日
·		-

※施設の一部を閉鎖している館園や、入館に際し予約を必要とする館園がございます。各館園のホームページをご確認ください。

開催館	展 覧 会 名	開催期間
地下鉄博物館	特別展「早川徳次生誕 140 周年記念展」	2021年12月7日~3月13日
富山市科学博物館	第 29 回「私の身近な自然展」	2021年12月11日~2月6日
	企画展「外来生物 生きものをつれてきてみたら・・・」	2月19日~5月22日
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	企画展「めざせ!ロケットマスター!H3ロケット大解剖」	1月22日~3月14日
ふじのくに地球環境史 ミュージアム	企画展「しずおかの酒と肴」	2021年12月4日~5月8日
	トピックス展「しずおかの、魚のサケ」	2021年12月7日~2月6日
	トピックス展「酒のラベルに見る生物多様性」	2月8日~4月3日
静岡科学館 る・く・る	企画展「ナカミとシクミの世界」	2021年12月18日~2月20日
ディスカバリーパーク焼津	冬の特別展「グレイ博士の挑戦状 へんてこ研究所から脱出せよ!」	2021年12月11日~4月3日
名古屋市科学館	ティラノサウルス展~ T.rex 驚異の肉食恐竜~	2021年11月13日~2月13日
真珠博物館	鳥羽パノラマ幻燈館 ~スクリーンに甦る鳥羽の景観~	2021年4月24日~4月10日
滋賀県立琵琶湖博物館	ギャラリー展示 琵琶湖の虹が映(ば)える理由(わけ) -湖の「なぜ」 がわかる物理学-	1月4日~3月6日
	ギャラリー展示 トンボ 100 大作戦 - 滋賀のトンボを救え! -	2月1日~2月27日
京都鉄道博物館	大阪環状線開業 60 周年記念企画展「大阪環状線~大阪まあるく60 年~」	2021年11月27日~3月6日
大阪市立自然史博物館	特別展「植物 地球を支える仲間たち」	1月14日~4月3日
高槻市立自然博物館 (あくあぴあ芥川)	企画展『「私の水辺」北部地域交流会水辺活動展示会』	1月29日~3月6日
	企画展「伊丹の自然」	2021年11月10日~2月14日
伊丹市昆虫館	プチ展示「海洋堂いきものフィギュア展」	2021年12月22日~2月14日
	プチ展示「チョウ温室のラン」	1月3日~1月17日
明石市立天文科学館	2022年全国カレンダー展	2021年12月11日~1月30日
	中垣哲也・オーロラ写真展	2月5日~4月3日
鳥取県立博物館	小早川秋聲 - 旅する画家の鎮魂歌	2月11日~3月21日
人と科学の未来館サイピア (岡山県生涯学習センター)	冬季企画展「むかしのくらし展」	2021年12月18日~1月30日
倉敷市立自然史博物館	特別陳列「畠田和一貝類コレクション展5 畠田和一が採集していた 岡山県の絶滅危惧種 1」	2021年10月9日~3月27日
笠岡市立カブトガニ博物館	特別陳列「惣路紀通化石コレクション」展	2月1日~4月10日
広島市江波山気象館	企画展「だまされる? 視覚・錯覚ミュージアム」	1月22日~3月13日
防府市青少年科学館	企画展「万華鏡展〜鏡の世界であそぼ!〜」	2021年10月30日~1月16日
愛媛県総合科学博物館	企画展「磁石工場をのぞいてみよう」	2021年12月11日~1月30日
	企画展「見たことあるカイ?知ってるカイ?貝の世界・ふしぎ発見!」	2月19日~4月10日
いのちのたび博物館 (北九州市立自然史・歴史博物館)	企画展「わくわくタイムトラベル いま・むかし」	2021年11月6日~3月31日
	東アジア友好博物館交流事業巡回展「厠、トイレになる」紹介	2021年11月19日~3月31日
	特別展「博物館のお正月 2022~開館 20 周年 Year の幕開け~」	1月2日~1月31日
	「世界遺産ビジターセンター」開設	2021年3月16日~3月31日
佐賀県立宇宙科学館	冬の企画展「オーロラを体感!オーロラメッセンジャー中垣哲也 オーロラ展」	2021年12月18日~2月13日

※次号(3月号)に掲載の3月4月の特別展情報は1月17日(月)までにお寄せください。

リニューアル情報

※次号(3月号)に掲載のリニューアル情報は1月17日(月)までにお寄せください。

大阪市立科学館

[更新箇所] プラネタリウム

[更新内容]

大阪市立科学館のプラネタリウムは2018年度と2021年度の2回に分けてリニューアルを進めてきました。前回は 光学式プラネタリウムのリニューアルを行いました。そして今回は総仕上げで、全天周デジタル映像システムと音響、 座席などのリニューアルを行います。2022年2月2日、隣接する大阪中之島美術館のオープンと同じ日程でリニュー アルオープンします。

このリニューアルで、大阪市立科学館のプラネタリウムは、最新の宇宙シミュレーションソフト=スペースエンジンを導入します。これによって「どこまでも遠くに行ける」プラネタリウムに生まれ変わります。2004年導入の従来システムでは地上と、太陽系の俯瞰、数百光年まで恒星配置を楽しみ、あとは事前に作成した映像で宇宙を表現していました。今回は地上から離陸し、デジタル地図に基づき飛行機から見るような光景を自在に再現、これを火星や土星などの惑星でも行えます。さらに緻密にモデル化された天の川銀河(銀河系)の10万光年を自在に見物、点在する星雲やブラックホールの様子などが、最新の観測データに基づいて再現できるようになります。もちろん天の川銀河を超えて、はるか宇宙のかなたまでどこまでも遠くに行けます。これらの機能を駆使して学芸員ほか専門スタッフが、生解説で紹介します。

さらに、この機能を支える映像プロジェクターも高性能になり、これまでの4倍の6K×6Kの超高解像度で宇宙の神秘的な美しさを再現します。またインターネットに接続して研究機関や他の科学館と結んで最新のデータに更新するとともに、オンラインで外部の映像入力による本物の星空のライブ中継も可能となります。

また音響は聞きやすく迫力ある立体音響を生み出すパワードスピーカーを新機種に更新しました。さらにフルデジタル化で様々なイベントにも使いやすくなります。

座席も新しくなります。星空を見上げやすい新設計の椅子を設置し、前後左右の間隔も広げ、快適な観覧環境でプラネタリウムを楽しめます。

大幅にパワーアップしたプラネタリウムで再現される宇宙で、サイエンスを来館者と一緒に思い切り楽しみたいと考えています。

[公開日] 2022年2月2日(水)

[担当業者] コニカミノルタプラネタリウム株式会社



こころを動かす空間をつくりあげるために。 調査・企画、デザイン・設計、制作・施工、運営



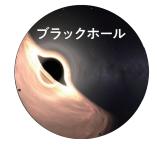
空間創造のプロフェッショナル 株式会社 **丹青社** 〒108-8220 東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス19F TEL|03-6455-8100 (代表) URL|www.tanseisha.co.jp 札幌・仙台・新潟・名古屋・京都・大阪・福岡・那覇・上海



新システムがリアルタイムで描き出す光景



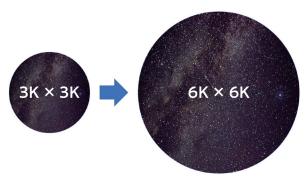


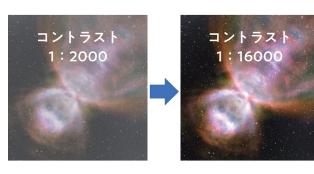




ドーム映像解像度









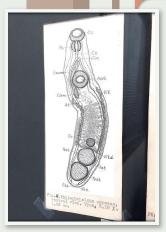




第38回

目黒寄生虫館 佐田 直也

山口左仲博士の論文原図



目黒寄生虫館HP https://www.kiseichu.org/

山口左仲博士は戦前から戦後にかけて活躍した寄生虫学者です。 日本の野生動物から1000種に上る新種の寄生虫を、精緻なスケッチ とともに報告しました。スケッチは、山口博士と彼の雇った画工に より描かれました。当館では、その原図を所蔵・展示しています。 原図は細密画のように非常に細い線で描かれており、間近でみると 鬼気迫るものがあります。また、驚くべきことに、修正の跡がほと んど見られません。ご来館の際は、原図にもご注目ください。



次回執筆者は、国立科学博物館 吉川 夏彦さんです。

令和3年度第2回理事会・総会及び第29回研究発表大会の開催

▶ と き:令和4年2月17日(木)・18日(金)

▶ ところ:三重県総合文化センター・三重県総合博物館(ライブ配信を予定)

2月に令和3年度第2回理事会・総会を開催します。1日目の理事会・総会では、来年度の事業計画および予算案等を協議いただきます。お忙しいとは存じますが、みなさまのご参加をお願いいたします。

2日目には第29回研究発表大会を開催します。今回も多様な加盟館園からそれぞれの館で実践されている活動を 発表していただきます。この機会を情報収集、情報発信の場として活用していただけますと幸いです。

それでは、みなさまとお会いできることを楽しみにしております。

(※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、オンライン等による開催に変更する可能性があります。)

CSM

全国科学博物館協議会

全科協ニュース編集委員

石浜佐栄子(神奈川県立生命の星・地球博物館主任学芸員)

井島 真知(ベルナール・ビュフェ美術館学芸員)

西田 雅美(公益財団法人日本科学技術振興財団 科学技術館運営部主任)

畠山 泰英(株式会社キウイラボ代表取締役)

平田慎一郎(きしわだ自然資料館学芸員(参事))

弘田 澄人(かわさき宙と緑の科学館天文担当係長)

野村 篤志(国立科学博物館展示開発・博物館連携グループ長)

全科協事務局

国立科学博物館

科学系博物館イノベーションセンター

(担当:松澤・新井・堤)

TEL 03-5814-9863 FAX 03-5814-9899 info@icsm.jp

発行日 2022年1月1日

発 行 全国科学博物館協議会©

〒110-8718

台東区上野公園7-20 国立科学博物館内

印 刷 株式会社セイコー社